

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和8年7月 23 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2600221号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2600028号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、令和元年6月28日、令和元年12月30日、令和2年6月30日、令和2年12月30日、令和3年6月30日、令和3年12月30日、令和4年6月30日及び令和4年12月30日は35万円に訂正することが必要である。

令和元年6月28日、令和元年12月30日、令和2年6月30日、令和2年12月30日、令和3年6月30日、令和3年12月30日、令和4年6月30日及び令和4年12月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年6月28日、令和元年12月30日、令和2年6月30日、令和2年12月30日、令和3年6月30日、令和3年12月30日、令和4年6月30日及び令和4年12月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和44年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 令和元年6月28日
② 令和元年12月30日
③ 令和2年6月30日
④ 令和2年12月30日
⑤ 令和3年6月30日
⑥ 令和3年12月30日
⑦ 令和4年6月30日
⑧ 令和4年12月30日

請求期間①から⑧までについて、A社から賞与が支払われたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)とされている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑧までについて、請求者から提出された賞与明細書及び取引明細表、A社から提出された当該期間に係る賃金台帳並びに課税庁から提出された給与支払報告書(以下、併せて「賞与明細書等」という。)により、請求者は、同社から当該期間について35万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書においては、特例対象者(請求者)について、事業主が厚生年金保険料を納付する義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合には、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、A社の履歴事項全部証明書によると、請求者は、請求期間①から④までにおいて同社の役員であったことが確認できる。

しかしながら、A社の回答によると、請求者の担当業務はB業務であって、社会保険関係の事務には直接関わっていない旨回答している。

また、請求期間①から⑧までに係る厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)が提出されていなかった原因について、事業主は、自身の失念であった旨回答している。

これらのことから、請求者については、事業主が厚生年金保険料を納付する義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったとは考え難く、厚生年金特例法第1条第1項ただし書の規定は適用されないものと認められる。

したがって、請求者の請求期間①から⑧までに係る標準賞与額については、上述の賞与明細書等により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から35万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑧までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。